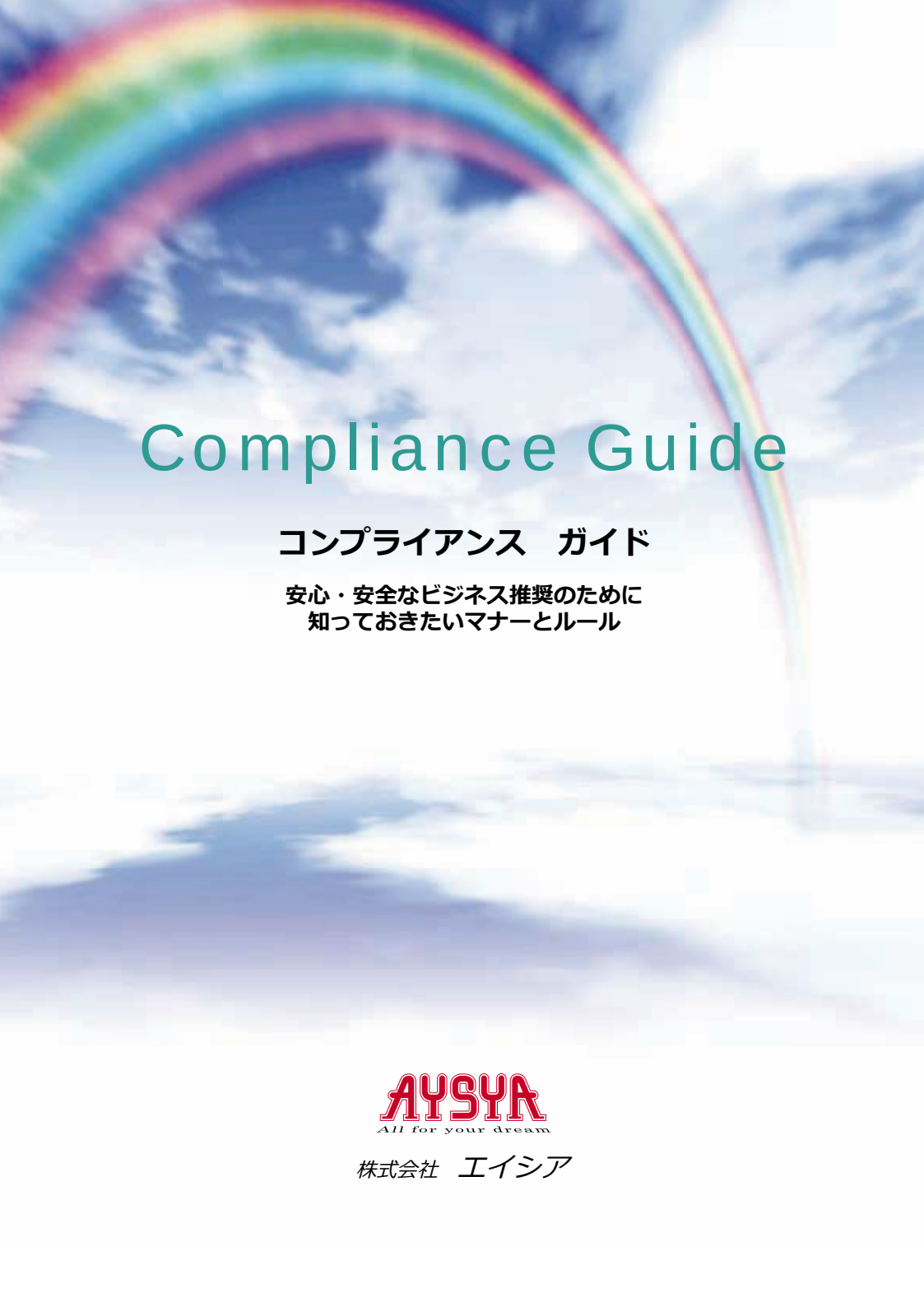




Compliance Guide

コンプライアンス ガイド

安心・安全なビジネス推奨のために
知っておきたいマナーとルール

AYSYA
All for your dream

株式会社 エイシア

コンプライアンスとは

脇見運転や安全不確認といったうっかりミスやルール違反が、大きな交通事故を招くことがあります。

エイシア・ビジネスもルールを守って安全運転で行う必要があり、これに違反すると社会の信用を失墜したり、業務停止を含めた厳しい行政処分を受けることになります。

では、エイシア・ビジネスの安全運転義務とはなんなのでしょうか。

それは、特定商取引に関する法律（特商法）・薬事法（旧名称。現在の名称は医薬品医療機器等法。以下同じ）・健康増進法などの関連法令を順守すること、社会的規範（モラル）を守ることです。

これをコンプライアンスといいます。

それによって、皆さまが、夢の実現という目的地に安全に到達していただくことができます。

私たちは、会員の皆さまがうっかりミスや法令への無理解から、とんでもない事態に陥らないように、皆さまのビジネスの安全運転をお手伝いしています。

ここで、特に注意すべき8つのポイントを紹介していきます。

皆さまが相手との良好な信頼関係を築き、社会の信用を勝ち取り、夢の実現という目的地に到達するために、ぜひ参考にしてください。

エイシア・ビジネス 安全運転義務

安全
管理

≥

利益
追及



①勧誘目的を事前に告げていますか？



相手が知人・友人であっても、エイシア商品の販売やエイシアビジネスの紹介目的であることを告げることが法律で義務づけられています。

【 解説 】

エイシア商品の販売をする、またはビジネスの紹介をする時には、アポイントの時点で以下の内容を守ってください。

- ①アポイントのときにはエイシアの社名と勧誘者の氏名を名乗り、エイシア製品の販売、ビジネスの勧誘、その目的を相手に伝えてください。
- ②他の理由で誘った相手には、エイシアの製品を勧めたり、ビジネスの勧誘を行ったりすることはできません。
- ③アップラインの方など他のエイシア会員が同席する場合には、事前に伝える必要があります。

②相手が迷惑とを感じる方法で説明をしていませんか？

サインしてくれるまで帰さないよ…



相手方が脱出できない状況を作り出すこと…



相手が困る状況を作り出さないことが法律で義務づけられています。また、勧誘目的を告げず、公衆の出入りしない場所に誘引して勧誘することも法律で禁じられています。

【 解説 】

エイシア商品の販売をする、またはビジネスの紹介をする時には、以下の内容を守ってください。エイシアのビジネスは良好な人間関係、信頼関係の上に成り立つものです。常に相手の立場を尊重し、誠実な態度で対応しなくてはなりません。

- ①氏名、エイシアの会員であること、エイシア製品の販売、ビジネスの勧誘であることを相手に伝えてください。
- ②断っている人に対しての執拗な勧誘や、長時間にわたる勧誘は禁止されています。
- ③飲食店等であっても、飲食以外の目的で長時間にわたり居座るような行為は社会的な規範を逸脱しているといえます。

③商品について誤った説明をしていますか？



エイシアの商品は栄養補助食品や化粧品です。法で定められて範囲を超える表現はできません。間違った説明は法に違反するのみでなく、直接健康に影響を及ぼす可能性もありますので、正しい製品説明をしてください。

【 解説 】

エイシア商品の説明をする時には、薬事法・景品表示法で定められた内容を理解し、順守してください。

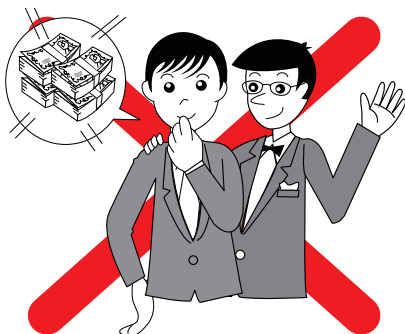
- ①栄養補助食品・化粧品は医薬品ではありません。疾病の治療、改善、予防を示すような表現を使用することはできません。
- ②栄養補助食品・化粧品では薬事法で定められている効能効果を超える表現は禁止されています。
- ③化粧品の説明をする際は安全性を保障するような表現はできません。
- ④『絶対』、『確実』、『1番』等、客観的な基準を明確にできない表現は禁止されています。

④収入について誇大な説明をしていませんか？

すぐに商品代の元がとれるよ。



ずっと続く権利収入がとれるよ。



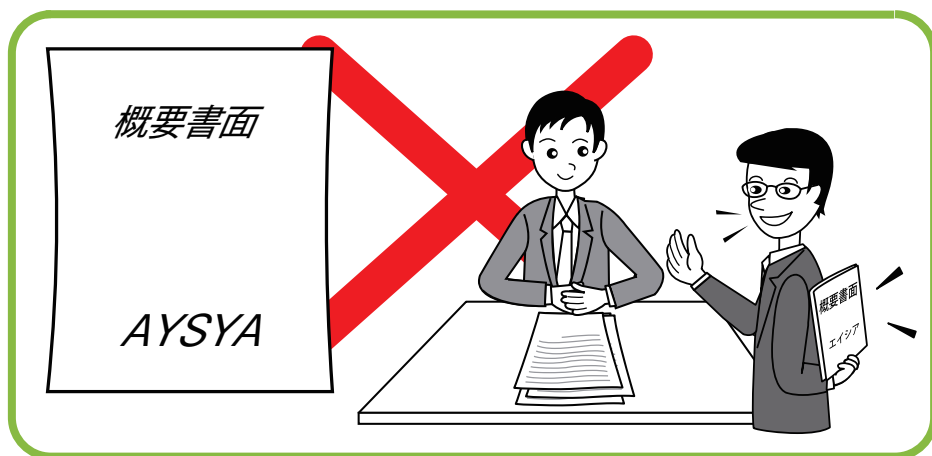
ビジネスで得られる収入は活動実績に応じて、ボーナスプランに規定される条件のもと支払われるものです。安易に収入が得られると誤解されるような説明をすることは法律で禁じられています。

【 解説 】

エイシアボーナスプランについて説明をする時には、概要書面に掲載の内容を理解し、正しく説明してください。

- ①エイシアボーナスプランからの報酬を得るためにはボーナス取得条件をクリアする必要があります。
- ②誰も紹介しなくても、収入が入るといような誤解をまねくような説明を行ってはいけません。
- ③『絶対』、『確実』等、誇大な表現による説明を行わないでください。

⑤概要書面を渡して説明していますか？



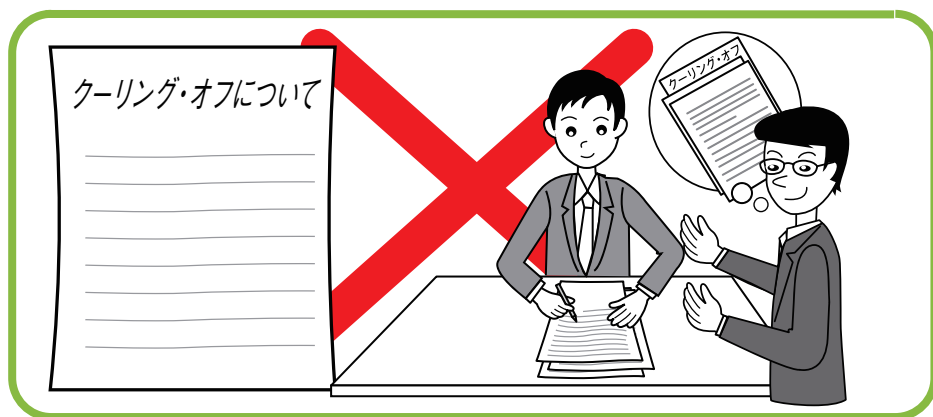
会員登録についての話になったとき、必ずエイシアの概要書面を渡し、その内容を相手に十分に説明することが義務付けられています。

【 解説 】

エイシアについて、会員以外に説明をする時には、概要書面を掲載の内容を理解し、正しく説明してください。

- ①エイシアについて会員以外が新しく登録（契約）を締結する場合は、概要書面をその方に渡す必要があります。
- ②概要書面を相手に渡すに際し、その内容について説明を行ってください。
- ③概要書面の表紙にある、概要書面交付日、紹介者名（法人の場合は、代表者名）、TEL番号を記入して渡してください。

⑥クーリング・オフについて説明していますか？



契約書面受領後、20日以内に書面にてクーリング・オフする旨を発信すれば会員資格の解約と商品代金の全額の返金が受けられること、商品返送費用はエイシア負担であること、解約による違約金等は生じない旨を事前に説明することが義務付けられています。

【 解説 】

エイシアについて、会員以外に説明をする時には、概要書面を掲載の内容を理解し、正しく説明してください。

- ①エイシアの会員になった後に受け取る契約書面（商品の引き渡し後である場合には、その日）から数えて20日以内であれば、会員はエイシアに対して、書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
- ②契約の解除（クーリングオフ）を行おうとするものに対し事実と違うことを言ったり威迫したりすることにより会員に誤認を与えたり、困惑させる等によりクーリング・オフを妨げるような言動を行わないでください。

⑦エイシアの事前承諾のない宣伝、広告制作物、法定要件を満たさない広告物を使用していませんか？

- 独自で制作した名刺やチラシ、プレゼン資料など
- 書店等で販売している、第三者が制作した出版物の引用



エイシアの事前承諾を得ずに、インターネット、パンフレット、チラシ等の一切の広告物を作成したり、利用することは、エイシアの規定で禁止されています。また、ビジネスに利用する名刺は必ず当社所定の名刺を用いなければなりません。

また、特定商取引法において、法定要件を満たさない広告物の使用は禁止されています。テレビや動画、新聞や雑誌など、第三者に著作権のあるものを著作権者に無断でコピーしたり転用したりすると法律により罰せられる場合があります。

⑧相手方の承諾を得ないで電子メールを送信していませんか？



相手方がエイシアの非会員の場合、エイシアの商品、ビジネスに関する電子メールを配信する場合は、以下2つのことを行うことが法律によって義務付けられています。

1. 相手方より「電子メールを送信してもよい」旨の承諾を得ること
2. 承諾を受けた旨の記録を最後のメール配信から3年間保管すること



エイシアのビジネス活動を行うにあたって

会員は、独立した事業主として、株式会社エイシアから受託販売とスポンサー活動を正式に認められた方ではありますが、当社の代理人ではありません。

会員登録資格は、日本在住で20歳以上の社会人に限ります。

エイシアのビジネスを紹介する場合は、必ず概要書面を相手方にお渡しいただき、内容を説明してください。

当社以外の連鎖販売取引のビジネスやその製品を当社の会員に勧めることは禁止されています。

特定商取引に関する法律、薬事法、エイシアのビジネスのルールを含めて変更が行われた場合は、変更後の内容が適用されることになります。

安心・安全なビジネス活動を推進するにあたり、会員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

株式会社エイシア
東京都目黒区上目黒1-16-12
鈴房ビル5階



何かお困りのとき、ご質問があるときは、
エイシア お客様サポートセンターまでお電話ください。

TEL 03-3760-0666

[受付時間] 月～金 10:00～18:00
(土・日・祝 休業)

FAX 03-5721-0030